

3月定例議会

保険特別会計補正予算（第3号）

平成24年3月定例議会は、3月2日に開会し、平成24年度一般会

計予算など町長提出議案32件を原案のとおり可決し、3月22日閉会しました。

主な町長提出議案

専決処分の承認を求めることについて「地方税法の一部が改正されたことに伴い、緊急に伊奈町税条例を改正する必要が生じたため、平成23年12月22日に税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、承認を求めたものです。

平成23年度伊奈町一般会計補正予算（第5号）「既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,561万円を追加し、予算総額を106億7,303万1千円とするものです。

（その他の補正予算）
・平成23年度伊奈町国民健康

・平成23年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

・平成23年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第3号）

・平成23年度伊奈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

・平成23年度伊奈町水道事業会計補正予算（第1号）

地方自治法の一部を改正する法律及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例「地域主権改革に伴い、町の関係条例を整備するものです。

伊奈町教育センター設置条例「教育相談に係る業務の拡充と活動内容の充実を図るため、新たに伊奈町教育センターを設置するものです。

伊奈町ふれあい福祉センター条例「平成25年度から伊奈町ふれあい福祉センターに指定管理者制度を導入すると

もに、生活介護事業および身体障害児通園事業を開始するため、新たに整備するものです。

伊奈町介護保険条例の一部を改正する条例「介護保険事業計画の見直しに伴い、平成24年度から平成26年度までの介護保険料を改定するため、改正するものです。

伊奈町水道事業の剰余金の処分等に関する条例「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公営企業法の改正に伴い、条例を整備するものです。

町道路線の認定について「本町一丁目190番9地先から本町一丁目190番8地先および西小針五丁目17番12地先から西小針五丁目17番3地先までを新たに町道として認定するものです。

町道路線の廃止について「大字大針字新田561番地先から大字大針字新田563番地先までの町道を廃止するものです。

介護保険料額が変わります

平成24年度～平成26年度

町 福祉課介護保険管理係内2124

第5期介護保険事業計画の策定に伴い、65歳以上の方の平成24年度～平成26年度までの介護保険料額が左表のとおり決定しました。平成23年度までの保険料段階設定よりも多段階化し、きめ細かく負担能力に応じた保険料の負担となります。変更点は次の3点です。

保険料の基準額（第4段階の額）が変わりました。平成21年度～平成23年度の基準額は、43,500円でしたが、平成24年度～平成26年度は、51,800円となります。

世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下である方は、平成24年度～平成26年度の特例として、従来の保険料段階よりも基準額に対する負担割合が軽減されたものとなります（特別第3段階）。

本人が市町村民税課税の方の保険料段階を細分化しました（表中第5段階～第10段階）。

町の介護保険給付費支払基金と県の財政安定化基金の一部を取崩すことにより、保険料の上昇を抑制しています。

介護保険制度では、介護サービスに要する費用の1割を利用者が負担し、残りの9割が保険給付されます。平成24年度～平成26年度においては、65歳以上の方の保険料は、保険給付の21%を占める重要な財源となりますので、保険料の納付にご協力ください。

納め方と通知の時期
すでに年金からの天引きが始まっている方、4月、6月の年金からも2月年金天引額と同額の保険料が天引きされます。

平成24年度介護保険料特別徴収開始通知書が届いた方
お知らせした額で4月または、6月の年金から天引きを開始されます。
それ以外の方、7月に納付通知書を送付します。普通

場所：役場税務課窓口 時間：8時30分～17時15分

土地・家屋縦覧帳簿の縦覧

期 間	4月2日(月)～5月31日(木) 土・日曜、祝日は除く
縦覧できる範囲	伊奈町に土地または家屋を所有する納税者および同一世帯の親族、または委任状を持参した方は、納税義務を負っている資産(土地である場合は土地、家屋である場合は家屋)に係る縦覧帳簿のみご覧いただけます。
必要な物	印鑑および本人の確認ができる書類(運転免許証、健康保険証等)
費 用	無 料

固定資産課税台帳の閲覧

期 間	4月2日(月)～ 土・日曜、祝日は除く
閲覧できる範囲	伊奈町に資産を有する納税義務者および同一世帯の親族、または委任状を持参した方は、その納税義務に係る固定資産。伊奈町内の土地を借り受けている方は該当する土地について、家屋を借り受けている方は該当する土地および家屋についてご覧いただけます。
必要な物	印鑑および本人の確認ができる書類(運転免許証、健康保険証等) 借地、借家人の方は、賃貸借契約書や賃借料の領収書等事実を確認できるものの提示をお願いします。
費 用	縦覧期間(4月2日(月)～5月31日(木))に限り納税義務者は無料。それ以外の期間および借地、借家人の方は、1件150円の手数料がかかります。

固定資産税路線価図の公開

期 間	4月2日(月)～ 土・日曜、祝日は除く	費 用	無 料
-----	---------------------	-----	-----

固定資産税の土地と家屋の価格は、基準年度(3年ごと)に見直すこととされ、これを「評価替え」といいます。この評価替えは、土地と家屋の3年間における価格の変動に対応し、評価額を均衡のとれた適正な価格に見直すもので

土地の評価は、地目別に行います。そのうち宅地などについては、地価公示価格などの7割を目安に評価を行います。

家屋の評価額は、建築物の動向や新築時からの経過年数により見直しを行います。新しい評価額は、固定資産課税台帳の閲覧により、確認できます。

平成24年度は

固定資産税の評価替えの年です

税務課固定資産税係 2153・2154

平成24年度の介護保険料額

第4段階(基準額)の金額をもとに、所得や収入に応じた負担となるように、10段階(12区分)の保険料に分かれています。

所得段階	対象となる方	基準額に対する負担割合	保険料年額(円)
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者であって、世帯全員が市町村民税非課税の方	0.50	25,900
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.50	25,900
特例第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.68	35,200
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75	38,800
特例第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税であって、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.91	47,100
第4段階(基準額)	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税であって、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	51,800
第5段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.08	55,900
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.25	64,700
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の方	1.38	71,400
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.50	77,700
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.63	84,400
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	1.75	90,600

合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。すべての所得を合わせたものが「合計所得」です。

徴収の納期は7月末から来年2月末までの各月(8回)となります。また、年度途中に65歳に到達した方や町外から転入して来た方には、7月以降、随

時、納付通知書を送付します。(注)との方にも7月に介護保険料額決定通知書を送付しますので、再度保険料額の確認をお願いします。